

令和5年

第2回由利本荘市議会
定例会（6月）提出議案

令和5年5月26日

秋田県由利本荘市

令和5年第2回由利本荘市議会定例会（6月）提出議案一覧表		ページ
報告第 2号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例専決処分報告	1
報告第 3号	由利本荘市税条例の一部を改正する条例専決処分報告	4
報告第 4号	由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告	11
報告第 5号	由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告	14
報告第 6号	令和4年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告	16
報告第 7号	令和4年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	17
報告第 8号	令和4年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	18
報告第 9号	令和4年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	19
報告第 10号	令和4年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	20
議案第 79号	由利本荘市教育委員会教育長の任命について	21
議案第 80号	由利本荘市教育委員会委員の任命について	22
議案第 81号	由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任について	23
議案第 82号	由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任について	24
議案第 83号	由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任について	25
議案第 84号	由利本荘市小友財産区管理委員の選任について	26
議案第 85号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	28
議案第 86号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	29
議案第 87号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	30
議案第 88号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	31

議案第 89号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	32
議案第 90号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	33
議案第 91号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	34
議案第 92号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	35
議案第 93号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	36
議案第 94号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	37
議案第 95号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	38
議案第 96号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	39
議案第 97号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	40
議案第 98号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	41
議案第 99号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	42
議案第100号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	43
議案第101号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	44
議案第102号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	45
議案第103号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	46
議案第104号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	47
議案第105号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	48
議案第106号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	49
議案第107号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	50
議案第108号	由利本荘市農業委員会委員の任命について	51

議案第109号	由利本荘市岩城教育文化等人材育成基金条例の制定について	52
議案第110号	物品（小型ロータリ除雪車）購入契約の締結について	54
議案第111号	土地（鳥海地域普通財産）の処分について	55
議案第112号	由利本荘市道路線の認定について	56
議案第113号	令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第114号	令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第115号	令和5年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第116号	令和5年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第117号	令和5年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第118号	令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第119号	令和5年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第120号	令和5年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第121号	令和5年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第1号）	別冊

報告第2号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

処分第 5 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年由利本荘市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中由利本荘市職員の育児休業等に関する条例第 9 条に次の 1 号を加える改正規定の次に次のように加える。

第 1 6 条の表中「第 4 条第 1 1 項」を「第 5 条」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 6 条中由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例第 4 条の次に次の 2 条を加える改正規定を次のように改める。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第 4 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下「育児短時間勤務職員」と総称する。）の給料月額は、当該育児短時間勤務職員の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

同条中第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条から第 1 1 条までを 1 条ずつ繰り上げる改正規定を次のように改める。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

同条のうち第 1 2 条の改正規定中「に改め、同条を第 1 1 条とする」を「に改める」に

改める。

同条中第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする改定規定を削る。

同条のうち第16条の改正規定中「に改め、同条を第15条とする」を「に改める」に改める。

同条中第17条を第16条とし、第18条から第22条までを1条ずつ繰り上げる改正規定を削る。

同条のうち第23条の改正規定中「に改め、同条を22条とする」を「に改める」に改める。

同条中第24条を第23条とし、第25条を第24条とする改正規定を削る。

同条のうち第26条の改正規定中「に改め、同条を25条とする」を「に改める」に改める。

同条中第27条を第26条とし、第27条の2を第26条の2とする改正規定を削る。

同条のうち第28条の改正規定中「に改め、同条を27条とし、第29条から第34条までを1条ずつ繰り上げる」を「に改める」に改める。

附則第3条中「第4条」を「第3条」に改める。

附則第4条第4項中「第7条」を「第6条」に、「第7条の3」を「第12条」に、「第10条第3項」を「第16条第2項」に改める。

附則第4条第5項中「第15条」を「第23条」に改める。

附則第4条第6項中「第16条」を「第26条」に改める。

附則第4条第7項中「第6条」を「第8条」に、「第7条の2」を「第11条」に、「第17条」を「第27条」に改める。

附則第4条第8項中「第26項」を「第22項」に、「第33項」を「第29項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第3号

由利本荘市税条例の一部を改正する条例専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、由利本荘市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらる。

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

処分第6号

由利本荘市税条例の一部を改正する条例

由利本荘市税条例（平成17年由利本荘市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く）」を「第3章」の次に「（第14条を除く）」を加える。

第25条第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の前項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第29条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第32条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第34条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第37条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改め

る。

第39条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第44条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第44条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第44条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第45条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第46条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第97条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第111条第1項及び第5項並びに第114条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第15条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第17条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第17条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同

条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削り、同条に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第18条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第34条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第47条の2を削る。

附則第47条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第47条の2とする。

附則第47条の6第3項を削る。

附則第48条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（2）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（3）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（2）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（3）（i）中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第48条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第50条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第97条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の由利本荘市税条例（以下「新条例」という。）附則第48条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第25条第2項並びに第32条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第34条、第37条、第44条、第44条の2及び第44条の6の改正規定並びに附則第47条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第48条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第48条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第29条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の由利本荘市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第29条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき由利本荘市税条例第29条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得

をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第97条第1号エ及び附則第48条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の由利本荘市税条例附則第47条の2及び第47条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第47条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第48条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第4号

由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

処分第7号

由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例

由利本荘市都市計画税条例（平成17年由利本荘市条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第17項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の由利本荘市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第5号

由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

処分第8号

由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

由利本荘市国民健康保険税条例（平成17年由利本荘市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中、「並びに」を「及び」に、同項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第25条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第25条の2中「第26条の2」を「第26条の2第1項」に改める。

第26条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

第31条中、「第2章」を「第2章（第8条を除く。）」に、「第3章」を「第3章（第14条を除く。）」に改める。

附則第2項中「第25条第1項」を「第25条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第10項及び第11項中「第25条第1項の」を「第25条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の由利本荘市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第6号

令和4年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第2号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第7号

令和4年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第8号

令和4年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第9号

令和4年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分
報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度由
利本荘市休日応急診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条
第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第10号

令和4年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

議案第79号

由利本荘市教育委員会教育長の任命について

次の者を由利本荘市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 秋 山 正 毅

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市教育委員会教育長を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第80号

由利本荘市教育委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐藤 美帆

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市教育委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 8 1 号

由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を由利本荘市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 澤 田 宣 夫

年 月 日生

令和 5 年 5 月 2 6 日 提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市固定資産評価審査委員会委員を選任するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 82 号

由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を由利本荘市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 齋 藤 弘 隆

年 月 日生

令和 5 年 5 月 26 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市固定資産評価審査委員会委員を選任するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 83 号

由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を由利本荘市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 遠 藤 晃

年 月 日生

令和 5 年 5 月 26 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市固定資産評価審査委員会委員を選任するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第84号

由利本荘市小友財産区管理委員の選任について

次の者を由利本荘市小友財産区管理委員に選任したいので、由利本荘市小友財産区管理
会条例第3条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所
氏 名 鈴木 久夫
年 月 日生

住 所
氏 名 鈴木 政雄
年 月 日生

住 所
氏 名 藤本 善宣
年 月 日生

住 所
氏 名 岡本 善広
年 月 日生

住 所
氏 名 佐々木 貞次
年 月 日生

住 所
氏 名 嵯峨 義秀
年 月 日生

住 所

氏 名 鎌 田 栄 一

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市小友財産区管理委員の任期満了に伴う選任にあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 85 号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐々木 純 一

年 月 日生

令和 5 年 5 月 26 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 86 号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 板 垣 利 明

年 月 日生

令和 5 年 5 月 26 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 87 号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 菅 原 文 克

年 月 日生

令和 5 年 5 月 26 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 88 号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 富 樫 公 一

年 月 日生

令和 5 年 5 月 26 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 89 号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 大 瀧 浪 雄

年 月 日生

令和 5 年 5 月 26 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第90号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 畑 山 留美子

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第91号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐藤 榮一

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第92号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 豊島 靖喜

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 93 号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 吉 尾 麻 美

年 月 日生

令和 5 年 5 月 26 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第94号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐藤 喜勝

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 9 5 号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 巴 寛

年 月 日生

令和 5 年 5 月 2 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第96号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 庄 司 和 夫

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 97 号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 伊 藤 剛

年 月 日生

令和 5 年 5 月 26 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第98号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 伊 藤 直 子

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 99 号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐々木 亨

年 月 日生

令和 5 年 5 月 26 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第100号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐々木 剛

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第101号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 加藤 三 敏

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第102号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 三 浦 幸 夫

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第103号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 小 野 晃 一

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第104号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 小 松 健

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第105号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 齋 藤 誠

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第106号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 真 坂 和 都

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第107号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐藤 源 樹

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第108号

由利本荘市農業委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐 藤 崇

年 月 日生

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市農業委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第109号

由利本荘市岩城教育文化等人材育成基金条例の制定について

別紙のとおり由利本荘市岩城教育文化等人材育成基金条例を制定するものとする。

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

基金活用の対象となる事業の拡充を図るため、暫定条例を廃止し、新たに条例を制定しようとするものである。

由利本荘市岩城教育文化等人材育成基金条例（案）

（設置）

第1条 岩城地域の教育文化等の振興発展に貢献できる創造性豊かな人材育成に資するため、由利本荘市岩城教育文化等人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、寄附金又は当該年度の一般会計予算で定めるものとする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置目的を達成するための必要な経費に充てるものとする。ただし、各会計年度において生じた余剰金については、この基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 市長は、基金の設置目的を達成するために必要があるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（岩城教育文化等人材育成基金条例の廃止）

2 岩城教育文化等人材育成基金条例（平成16年岩城町条例第24号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の岩城教育文化等人材育成基金条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第110号

物品（小型ロータリ除雪車）購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 小型ロータリ除雪車の購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 27,500,000円
(うち取引に係る消費税額 2,500,000円)
- 4 契約物件 小型ロータリ除雪車（1.3m級） 1台
- 5 契約の相手方 秋田市川尻町字大川反233-12
藤高自動車興業株式会社
代表取締役 高田 栄相

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

物品（小型ロータリ除雪車）の購入契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 1 1 号

土地（鳥海地域普通財産）の処分について

次のとおり土地を処分するものとする。

土地の所在、種目及び数量等

所在地	地番	地目	地積 (㎡)	備考
由利本荘市鳥海町百宅字奥山	3-1 の一部	山林	27,778.79	立木を含む
由利本荘市鳥海町百宅字天配	10-1 の一部、 10-4 の一部	山林	3,000.76	
由利本荘市鳥海町百宅字滝ノ上	23-1 の一部	山林	21,139.39	
	24-1 の一部、 24-7 の一部、 24-12 の一部、 24-17 の一部、 24-18	山林	140,771.26	
由利本荘市鳥海町百宅字大亦	2-3	原野	584.13	
由利本荘市鳥海町百宅字山花	49-4	宅地	160.20	
由利本荘市鳥海町百宅字清水尻	1-1	宅地	1,639.57	
由利本荘市鳥海町中直根字大膳ヶ沢	2-5 の一部	山林	590.59	

処分の方法 随意契約による売払い

処分の目的 子吉川水系鳥海ダム建設用地

処分予定価格 216,646,495円

契約の相手方 由利本荘市水林408番地
国土交通省 東北地方整備局
鳥海ダム工事事務所長 竹内 久一

令和5年5月26日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

市有地の処分にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 112 号

由利本荘市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次の路線を認定する。

路線番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)
11653	一番堰 28 号線	由利本荘市一番堰 75 番 16 地先	由利本荘市一番堰 75 番 13 地先	75.3

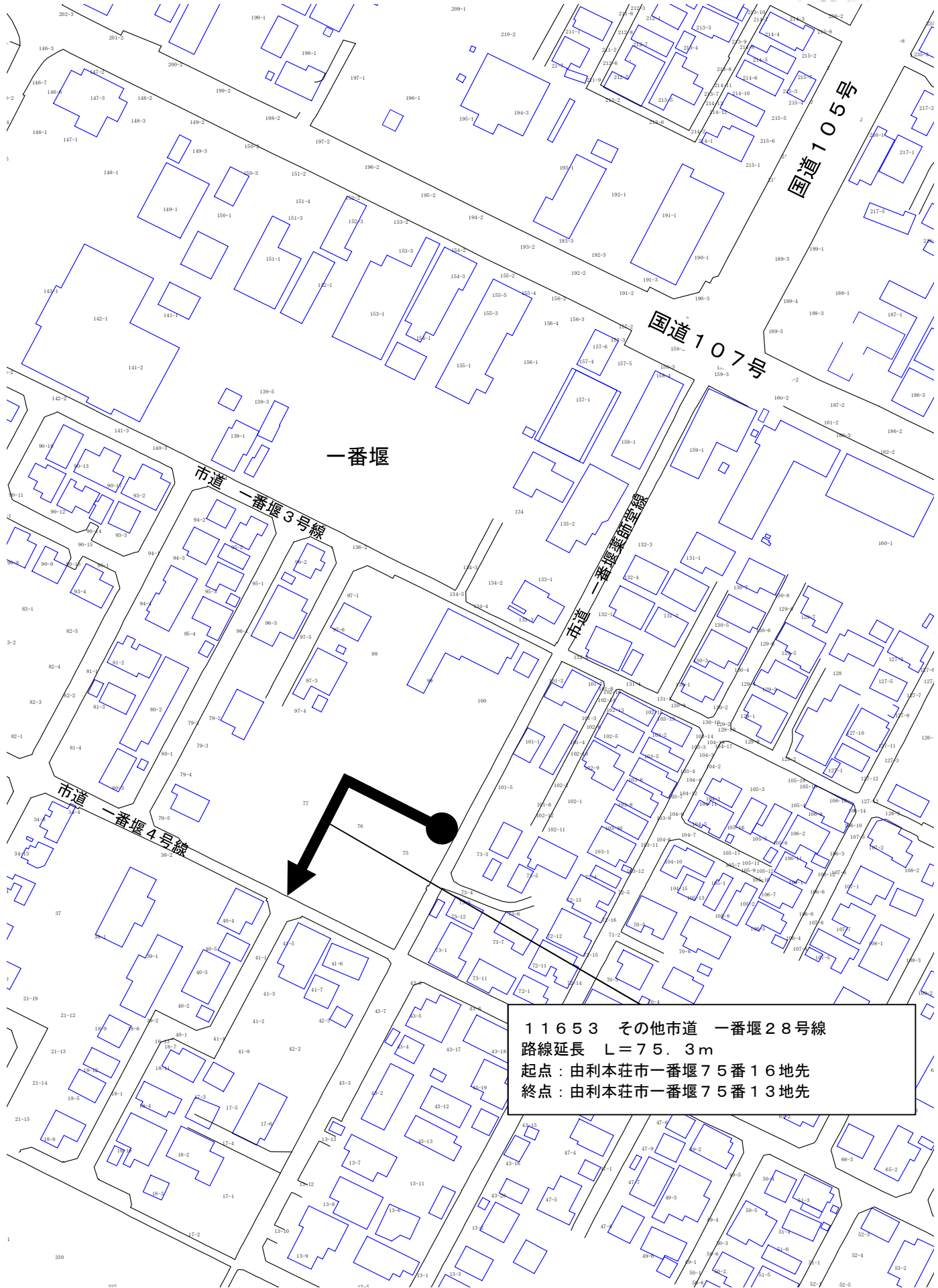
令和 5 年 5 月 26 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

開発行為に伴い、新たに設置された路線について認定するものである。

市道 一番堰 28号線 認定路線図



11653 その他市道 一番堰 28号線
 路線延長 L=75.3m
 起点：由利本荘市一番堰 75番 16地先
 終点：由利本荘市一番堰 75番 13地先